

2023年度

CFP[®]試験 課目別攻略法！

(タックスプランニング)

TAC

このレジユメの著作権は、TAC株式会社または権利者に帰属しており、当社に無断で複製、改変、転載、転用、インターネット上にアップロードする等の著作権を侵害する行為は法律によって禁止されております。

CFP[®]、CERTIFIED FINANCIAL PLANNER[®]、サーティファイド ファイナンシャル プランナー[®]は、米国外においてはFinancial Planning Standards Board Ltd. (FPSB) の登録商標で、FPSBとのライセンス契約の下に、日本国内においてはNPO法人日本FP協会が商標の使用を認めています。

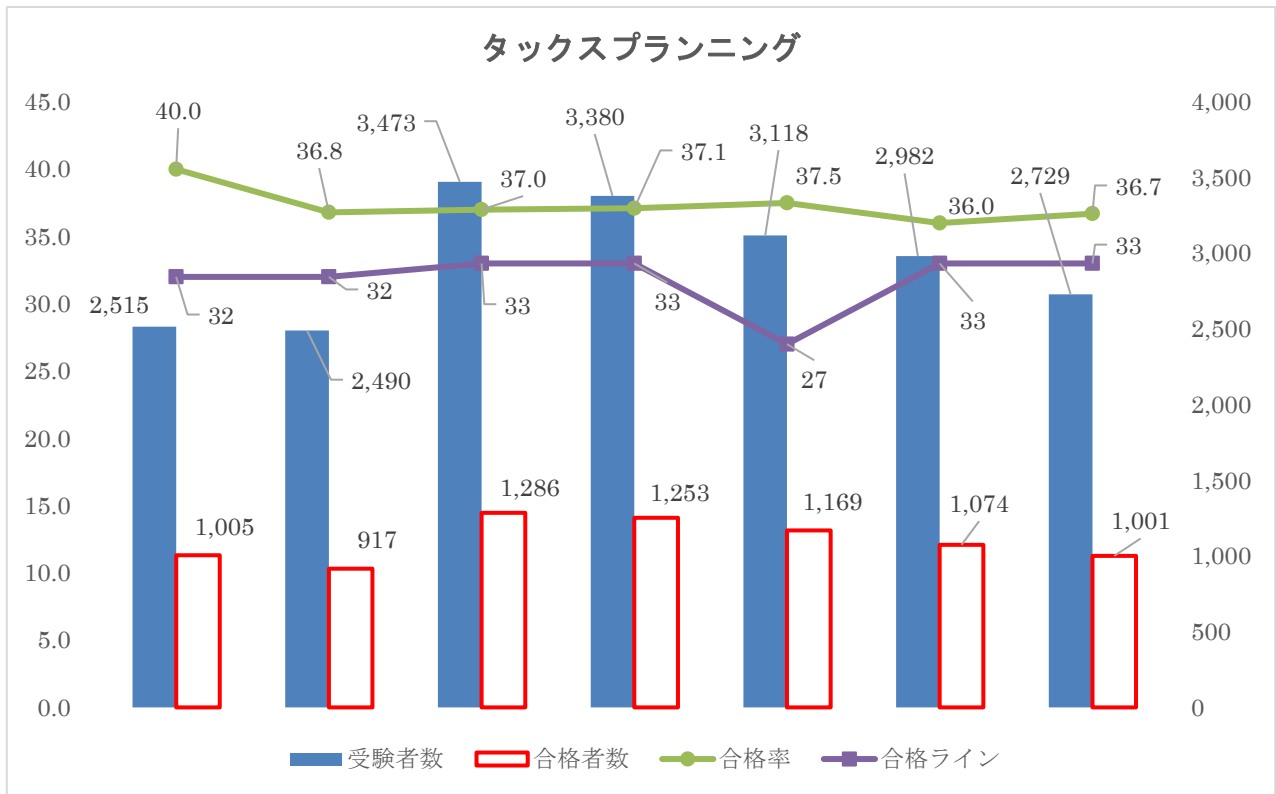
I. 合格率・合格ラインの推移(タックス)

2014 年第 1 回試験から課目別合格ラインを公表しています。

■タックスプランニング

実施	2019 年度 第 1 回	2019 年度 第 2 回	2020 年度 第 2 回	2021 年度 第 1 回	2021 年度 第 2 回	2022 年度 第 1 回	2022 年度 第 2 回
受験者数	2,515 名	2,490 名	3,473 名	3,380 名	3,118 名	2,982 名	2,729 名
合格者数	1,005 名	917 名	1,286 名	1,253 名	1,169 名	1,074 名	1,001 名
合格率	40.0%	36.8%	37.0%	37.1%	37.5%	36.0%	36.7%
合格ライン	32 問	32 問	33 問	33 問	27 問	33 問	33 問

※2020年度第1回は中止。



II. 課目別攻略法(タックス)

(1) 出題傾向の分析

この課目は単に「タックスプランニング」として6課目のひとつという位置付けではなく、他の課目にも大きく影響を及ぼす、重要な課目です。この課目では、「**保険(生保・損保)**」「**金融(債券・株式・投資信託・外貨預金)**」「**不動産(不動産所得・譲渡所得)**」「**ライフ(住宅ローン控除・年金)**」など、他の課目に関連する税金の問題が出題されます。反対に、他の課目の試験でも税金に関する問題が出題されるという関係があります。

出題分野は、「税法や制度などを問うもの」と「税額などを求める計算問題」とに大別されます。50問中40問以上は計算問題です。3級、2級(AFP)試験で学習してきた「税金の知識」が身につけていないと苦勞することになりますが、理解を深めることによりすべての課目で有利に働きます。

出題項目としては、「**所得税**」を中心に「**法人税**」「**消費税**」「**事業税**」「**住民税**」と基本的な税法が出題されます。最後の2問は「**貸借対照表**」「**損益計算書**」「**キャッシュフロー計算書**」「**製造原価報告書**」などの会計的な問題、決算書のデータを使用した「**経営分析**」的な問題も出題されています。

(2) 効率よく得点するには

中心になる論点は何といても「**所得税**」です。50問の出題のうち35問程度が所得税です。様々なレベルの問題がちりばめられていますが、6割程度は基本レベルの問題です。まず、これに必ず正解することが合格への条件となります。解くのに時間がかかる難問もいくつか出題されますが、試験では難問は後回しにして、解きやすい問題を着実に解いて得点を伸ばす戦術が必要です。易しい問題も超難問も同じ配点となります。

所得税以外の税法は、2級(AFP)試験で出題が少ないため苦手意識を持つ方も多いようですが、それほど難易度の高くない基本レベルの出題が多く、計算問題を繰り返し練習すれば比較的簡単に得点源に変わります。「**法人税**」では「**交際費**」「**租税公課**」「**役員給与**」「**役員と会社の取引**」が毎回のように出題されます。「**消費税**」では「**課税・非課税の判定**」の出題頻度が高くなっています。毎回、新しい出題パターンも登場しますが、全体として大きく変化する傾向はありません。

また、「**経営分析**」は簿記や会計を勉強していなくても基本的内容が出題されることも多くなっています。戦術として、パターン化されて対策しやすい問題が多い所得税以外の税法は、10問以上の正解を目指します。残りは所得税35問程度のうち計算問題を中心に25問以上正解すれば、合計35問で合格ラインに到達します。

(3) 必要な学習時間

講義時間を除き、**40~50時間程度**が目安となります。多く出題される分野に時間を割く、問題を解く時間をできるだけ多く確保するなど、工夫して効率的な学習を心がけてください。

(4) 本試験問題を見てみよう

① 2級(AFP)レベルの問題

(問題27)

(設問B) 筒井さんは、2022年11月に、長年連れ添った妻と協議離婚した。離婚に際し、財産分与として、今まで筒井さん夫妻が居住していた夫名義の自宅建物と土地を妻に名義変更することとなった。この場合における筒井さんの譲渡所得に係る所得税および住民税の金額(合計額)として、正しいものはどれか。なお、以下の金額は、評価額および分与額としていずれも適正である。また、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例」の適用要件はすべて満たしているものとする。

<自宅建物および土地の財産分与の明細>

財産分与時の時価	6,500万円
取得日	1980年1月
財産分与日(名義変更日)	2022年12月
取得費および譲渡費用の合計額	2,000万円

1. 630万円
2. 300万円
3. 210万円
4. 0円

正解 3

出典：CFP資格審査試験(2022年度第2回)
日本FP協会
「タックスプランニング」問題27

② 2級（AFP）とCFPの中間レベルの問題

（問題31）

（設問A）五十嵐さんの家族構成および2022年分の収入等は以下のとおりである。この場合、五十嵐さんの2022年分の所得税に係る人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、家族は全員五十嵐さんと同居し、生計を一にしている。

<五十嵐さんの家族の2022年12月31日における現況等>

続柄	年齢	備考
五十嵐さん本人	52歳	会社員。給与所得は330万円である。夫の死亡後は再婚しておらず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人はいない。
長女	23歳	大学卒業後に就職し、給与所得が100万円ある。
二女	17歳	高校生。所得はない。
五十嵐さんの父	80歳	公的年金による所得が40万円ある。
夫	—	2022年4月に死亡（死亡時56歳）。死亡時まで五十嵐さんと婚姻関係にあり同居し、生計を一にしていた。死亡時における2022年分の合計所得金額は、20万円であった。

※五十嵐さんおよび上記の表の人には、障害者および特別障害者に該当する者はいない。

1. 179万円
2. 182万円
3. 217万円
4. 255万円

正解 3

出典：CFP資格審査試験（2022年度第2回）
日本FP協会
「タックスプランニング」問題31

③ CFPレベルの問題

<会社員の大垣さん（48歳）の2022年分の給与収入等の状況>

・給与の収入金額	7,700,000円
・所得税に係る所得控除額	1,900,000円
・住民税に係る所得控除額	1,700,000円
※上記の所得控除額には、配偶者控除が含まれている。	

○大垣さんの妻（46歳）の2022年分の給与収入等の状況

① 2022年分の給与の収入金額	1,520,000円
② 2022年分の給与収入から控除された社会保険料	200,000円
③ 2022年分の給与収入に関する所得税	*****円
④ 2022年分の給与収入に関する住民税	*****円
⑤ 給与収入の手取り金額（=①-②-③-④）	*****円

※問題作成の都合上、一部「*****」で表示している。

○所得控除（上記②の社会保険料控除を含む）

- ・所得税に係る所得控除額 680,000円
- ・住民税に係る所得控除額 630,000円

※大垣さんの妻には、上記以外の所得はないものとする。

<給与所得控除額の速算表>

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

<配偶者控除額（所得税）の早見表>

納税者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

納税者の 合計所得金額 配偶者の 合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

<所得税の速算表>

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<住民税の速算表>

課税所得金額	道府県民税	市町村民税
	税率	税率
一律	4%	6%
均等割	1,000円	3,000円

※住民税の調整控除については考慮しないものとする。

(問題 3)

(設問C) 大垣さんの妻が2022年中に就労し、給与収入があった場合、大垣さん夫妻の所得税の合計額に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 57,500円減少する。
2. 14,500円増加する。
3. 18,500円増加する。
4. 90,500円増加する。

正解 3

出典：CFP資格審査試験（2022年度第1回）
日本FP協会
「タックスプランニング」問題3（一部修正）

④ この課目ならではの問題

(問題46)

(設問F) G E社の同業他社である株式会社G A (資本金1,000万円)の課税所得の推移が以下のとおりである場合、第12期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、G A社は株主がすべて個人の1年決算法人であり、会社設立以来、連続して法人税の確定申告について申告区分に記載した申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

決算期	事業年度	申告区分	繰越控除前の課税所得金額
第1期	2010年9月1日～2011年8月31日	白色	▲500千円
第2期	2011年9月1日～2012年8月31日	青色	▲3,000千円
第3期	2012年9月1日～2013年8月31日	青色	▲100千円
第4期	2013年9月1日～2014年8月31日	青色	▲500千円
第5期	2014年9月1日～2015年8月31日	青色	200千円
第6期	2015年9月1日～2016年8月31日	青色	300千円
第7期	2016年9月1日～2017年8月31日	青色	700千円
第8期	2017年9月1日～2018年8月31日	青色	1,000千円
第9期	2018年9月1日～2019年8月31日	青色	500千円
第10期	2019年9月1日～2020年8月31日	青色	400千円
第11期	2020年9月1日～2021年8月31日	青色	▲100千円
第12期	2021年9月1日～2022年8月31日	青色	1,200千円

※災害損失金の繰越控除の適用を受ける損失金は、設立以来の各事業年度において発生していない。

1. 100千円
2. 500千円
3. 600千円
4. 1,100千円

正解 3

出典：CFP資格審査試験（2022年度第2回）
日本FP協会
「タックスプランニング」問題46



TAC